

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ-③）添付書類

その事業者が行っている指定業種のみを記載

事業所名 株式会社三鷹生果
代表者名 三鷹 三郎



(表1：売上高が減少している指定業種)

a. 売上高が減少している指定業種 (※1)	b. 最近3カ月の売上高	c. 最近3カ月の前年同期の売上高	d. 減少額
5822 果実小売業	1,500,000 円	1,250,000 円	250,000 円
5892 牛乳小売業	1,000,000 円	750,000 円	250,000 円
業	円	円	円
合計	【A】 2,500,000 円	【B】 3,000,000 円	500,000 円

※1：認定申請書の表1の業種と同じ業種を記載。 ※2：指定業種の売上高を記載する場合は、業分類の細分類番号と細分類業種名の記載でも可。

(表2：全体の売上高)

直近の3カ月（例：4月申請の場合は1～3月）売上高。ただし、直近の売上を締めていない場合は半年までさかのぼることが可能（例：4月申請の場合は前年10～12月まで）

最近3カ月の全体の売上高	前年同様の最近3カ月の全体の売上高	減少額
【C】 9,500,000 円	【D】 10,000,000 円	500,000 円

(1) 前年の企業全体の売上高等に対する、指定業種に属する事業の売上高等の減少率等の割合

$$\frac{【B】 3,000,000 \text{ 円} - 【A】 2,500,000 \text{ 円}}{【D】 10,000,000 \text{ 円}} \times 100 = 5.0\%$$

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{【D】 10,000,000 \text{ 円} - 【C】 9,500,000 \text{ 円}}{【D】 10,000,000 \text{ 円}} \times 100 = 5.0\%$$

両方ともに5%減少していることが必要。

上記の記入事項に相違ありません

会計士・税理士事務所名 三鷹税理士事務所
郵便番号・住所 181-XXXXX 三鷹市上連雀●-●-●
電話番号 0422-●●-●●●●
会計士・税理士の確認印



記載がない場合は、金額等を証明できる書類が必要。(例：試算表、売上台帳、帳簿など)

(注) 認定申請にあたっては、表1に記載している指定業種に属する事業の売上高を記載する書類等を添付(例：取り扱っている製品・サービス履歴事項全部証明書、個人の場合は、直近の確定申告書の写しなど)。
(注) 会計士・税理士の確認印がない場合には、上記の売上高がわかる書類等(例：試算表や売上台帳など)の提出が必要。